

別添 1 【参考例】防犯カメラ管理・運用規程

〇〇自治会防犯カメラ管理・運用規程

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーに配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇市〇〇に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置・運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは〇〇自治会における犯罪の未然防止のために設置するものとする。

3 設置者

〇〇自治会

4 管理責任者等

- (1) 防犯カメラの適正な設置・運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- (2) 管理責任者は〇〇自治会長とする。
- (3) 管理責任者は防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。
- (4) 操作取扱者は、〇〇自治会防犯部長又は管理責任者が指定した者とし、管理責任者の指導、監督を受けるものとする。
- (5) 管理責任者及び操作取扱者（以下「管理責任者等」という。）の責務は次のとおりとする。
 - ア 画像を適正に保存し、管理すること。
 - イ 知り得た情報を漏えいし、又は不当な使用をしないこと。（管理責任者等でなくなった後においても同様。）
 - ウ 管理・運用に従事する他の者が、画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用をしないよう必要な措置をとること。
 - エ その他、適正な管理・運用に関し、必要な措置をとること。

5 設置の場所等

- (1) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、〇〇地内に〇台の防犯カメラを設置する。

※ 配置図には、カメラの設置場所、撮影方向等を表示する。

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域内の見やすい位置に、「〇〇自治会 防犯カメラ 設置中」と記載した表示板を掲示する。

6 画像の保管

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、〇〇室とし、記録媒体は保管庫に施錠して保管する。原則として、画像の外部への持ち出し、転送を禁止する。

(2) 立入制限

保管場所には、管理責任者等及び管理責任者が許可した者以外は立ち入らせない。

(3) 保管期間

保管期間は、1ヵ月とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合は、保管期間を延長することができる。

(4) 画像の消去

保管場所を経過した画像は、上書き等により速やかにかつ確実に消去するものとする。記録媒体に記録された画像を廃棄する場合には、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認のうえ廃棄する。

7 画像の利用及び提供の制限

画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。

また、次の場合を除き第三者へ閲覧又は提供（以下「閲覧等」という。）をしないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 捜査機関から犯罪・事故の捜査のため情報提供を求められた場合

(3) その他、人の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために必要がある場合

(4) 画像の閲覧等を行うときは、閲覧日時、画像閲覧等先、閲覧等理由、閲覧等した画像の内容等を記録するものとする。

8 保守点検

管理責任者は、防犯カメラの機能維持のため、1年に1回以上の点検を行うものとする。

9 秘密の保持

- (1) 管理責任者等は、防犯カメラの管理・運用を通じて知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならないものとし、その職でなくなった後においても同様とする。
- (2) 管理責任者等は、上記7により画像を閲覧等した第三者に対し、閲覧等により知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないよう、必要な措置をとるものとする。

10 個人情報保護法等の遵守

画像は、個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱うものとする。

11 問い合わせ・苦情等の処理

管理責任者又はその指定を受けた苦情処理担当者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせ・苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。

配置図

